

■ 第3回 多摩川下流部水面等利用者協議会 議事要旨 (平成16年2月26日)

1. 協議会の総意として合意された事項

- (1) 秩序ある係留環境の実現に向けた対応方針(別紙参照)については了解する。
- (2) 羽田地区の上流及び対岸についても、本協議会の検討区域になっており、引続き検討を行う。
- (3) 暫定係留を認める期限までに、羽田地区として望ましい係留環境を目指し、総合的に検討、協議していくことが必要である。
- (4) 他地区の不法係留対策と調整、連携を図りながら、進めて行く必要がある。
- (5) この方針を実施する際は、必要に応じて関係者と事前に調整を行う。
- (6) 京浜河川事務所のホームページ等を通じ、係留環境のあり方について、広く意見を聴取すべきである。

2. 今後の検討していくべき課題

- (1) 船のメンテナンスや簡易な修理を行うため、船を陸揚げする施設が欲しい。
- (2) 暫定係留施設及びプレジャーボートの管理運営は、水上レジャーに関するノウハウが必要であり、そのノウハウをもった組織の参画を、将来に向けて検討して欲しい。
- (3) 船舶の管理は自己責任となっているが、利用者の日常管理、利用のモラル、安全対策等を考えると、クラブ形式による運営管理も考えられるのではないか。
- (4) 船舶の航行安全やモラル向上のため、教育、啓発を行う機関がこの地区に必要となる。
- (5) 係留施設の整備により、河川利用の頻度が増えるので、トイレ、駐

車場等の環境整備も必要となる。

- (6) プレジャーボートを個人所有するだけでなく、共同利用する仕組みを  
考えて行けば、船舶の数が減る可能性もある。